

## 山梨県建築基準法施行条例の改正概要

(平成 27 年 3 月 25 日公布)

【平成 27 年 4 月 1 日施行】

- 特定用途誘導地区内における建築物の高さ制限の適用除外に係る許可申請手数料の追加 16 万円

【平成 27 年 6 月 1 日施行】

- 構造計算適合性判定を要する場合における確認申請手数料の額への当該判定に要する費用の加算に関する規定を削除
- 木材の利用を促進するために新たに設けられた防耐火性能基準を踏まえた既設の規定の見直し
- 移転の認定申請手数料の追加 2 万 7 千円